



令和3年 7月 27日

保護者各位

うるま市立勝連小学校
校長 金城 通彦
【公印省略】

【お知らせ】 夏季休業中のタブレット端末貸し出しについて

夏休みも間近に迫り、子どもたちはうきうき、わくわく心を躍らせています。

さて、本校では、夏季休業期間中、子どもたちの家庭学習の充実を図ることを目的として、児童用タブレット端末の貸し出しを行います。今回は、一斉休校期間中の様に、担任のオンラインでの学習サポートは致しませんが、ご家庭において、保護者の管理下の元、有効的にタブレット端末を活用し、児童の家庭学習の充実が図られればと考えております。

つきましては、貸し出しを希望される方は、下記内容をご確認の上、同意頂き、「同意書」の提出をお願い致します。

尚、期日が差し迫っていることもあり、同意書の提出期限は、7月30日(金)とさせていただきますことをご了解下さい。

記

1 児童用タブレット端末の貸し出しの目的

- 子どもたちの家庭学習の充実を図ること

2 貸し出しに伴うご家庭で留意事項〔保護者への協力願い〕

- 児童用タブレット端末の使用のきまりを遵守すること。(別紙)
- 紛失、破損等は保護者が責任を負うこと。
- 児童のタブレットを活用した家庭学習では、児童の学習状況を保護者が確認し、一緒になって取り組むこと。
※ 児童だけで夏休み期間中使用している状況は好ましくありません。必ず、保護者の管理下のもと、使用できるようにして下さい。

3 児童の学習へのご協力をお願い

- ① 学校 HP のリンク集を活用し、課題にチャレンジさせるようにしましょう。
- ② タブレット端末の Wifi への接続設定をお願いします。
※ 接続方法は、学校 HP に掲載してあります。
- ③ お子さんと、家でのタブレット端末の使い方について確認してください。
※ 家庭でのルールを話し合っ、使う時間や使い方などを話し合っして下さい。
※ 生活リズムを崩さない、学習以外の目的では使用しない、等に配慮しましょう。
- ④ 一日の終わりには、お子さんと生活の様子を話し合ひましょう。

児童用タブレット端末

借用申請書

年 組 番 児童氏名 []

『Chromebook(児童用タブレット端末)』の使用のきまりを遵守することに同意し、責任をもって端末の管理し、有効的に家庭学習に使用します。よって、借用の申請をいたします。

保護者氏名 [印]

『Chromebook(児童用タブレット端末)』の使用のきまり

※ お子様と一緒に確認して、遵守できるかどうか、しっかり確認されてください。

■Chromebook の使用について

- 学校と家庭以外で使用しないこと。
- 登下校中は、Chromebook を手さげ袋等から出さないこと。
- 紛失・盗難・破損・水没には十分に注意すること。(飲み物を端末の近くに置かない)
※ 紛失や破損などの責任は保護者が負うことになります。
- 日光の下など温度が高くなるところに置かないこと。
- 直接地面に置かないこと。
- 画面を鉛筆やペンで触れたり、落書きしたりなどは絶対にしないこと。(画面は指で触れる、または専用のタッチペンを使います)

■家庭で使う場合

- 部屋を明るくし、長時間使用せず、30分に1回以上休憩すること。
- 保管するときは、お家の人の目の届くところに置いておくこと。
- 使用する時間やきまりは、お家の人とよく話し合って決めること。
※ 生活リズムが崩れることのないよう、しっかり、家庭で話し合ってください。

■個人情報等

- 自分の Chromebook を他人に貸したり、使わせたりしないこと。
- 自分の ID やパスワードを他人に教えたり、他人の ID で勝手にログインしたりしないこと。
- 個人情報(名前、住所、電話番号、写真、パスワード等)はインターネット上に絶対にアップしないこと。(一度でも書き込んでしまうと、転載、拡散されて、インターネット上から完全に消すことができなくなります)
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは絶対に書き込まないこと。
※ 子ども同士で連絡を取り合い、トラブルに発展するケースがあります。保護者の方で、必ずチェックしてください。(メール機能、チャット機能、ストリーム機能など)

■カメラや動画での撮影

- カメラや動画で誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらうこと。

■データの保存

- Chromebook で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画等)は、学習活動に必要なものだけ保存すること。

■不具合や故障等のトラブル

- ・ Chromebook が動かなくなったときは、一度電源を切って再起動すること。
- ・ 再起動しても解決しない場合は、学校に知らせて、学校から障害受付窓口や教育支援センターに連絡してもらうこと。
- ・ 万が一あやしいサイトに入ってしまったときや操作トラブルが発生した場合は、お家の人や学校に知らせること。(相談できる環境でトラブル拡大を防ぐ)

■保護者の支援について

- 家庭でのタブレットの使い方(ルール、やくそく)を守れるようにすること。
- 児童のタブレットを活用した家庭学習では、児童の学習状況を保護者が確認し、一緒になって取り組むこと。